

# 協 定 書

重久上溝用水路土地改良組合・代表 岩元 國雄（以下「甲」という。）と、九州発電株式会社・代表取締役社長 古田 功（以下「乙」という。）は、霧島市・市長 前田 終止を立会人として、乙が営む重久水力発電所と環境保全、水利権について、次のとおり協定する。

## （取水の条件）

第1条 乙は、当該発電所の取水に当たり、鹿児島県が交付した当該発電所建設許可書に定めた取水の条件、及び第2条に付した流量保障の要件を遵守することを確約する。

取水は、次の要件に適合するものでなければならない。

（1）取水は、取水口地点における手籠川の流量が次の表に掲げる流量を超える場合に限り、その超える部分の範囲内において行うこと。

河川名	正 常 流 量 （単位：m <sup>3</sup> /s）		
	6月1日～6月30日	7月1日～10月10日	10月11日～5月31日
手籠川	0.140	0.145	0.094

（2）その他この水利使用に係る権原の発生前にその権原が生じた他の水利使用及び漁業に支障を生じないようにしなければならない。

## （流量保障）

第2条 乙は甲の取水期間中（原則6月1日より、10月10日）、重久上溝用水路土地改良組合が必要とする0.05 m<sup>3</sup>/sを保障する。

## （運用制限）

第3条 乙は第1条の取水の条件、及び第2条の流量保障の要件を満たさない状態になった時は発電所の運用を停止し、甲に連絡を行う。

## （賠償）

第4条 乙が第1条の取水の条件、及び第2条の流量保障の要件を守らず、甲の管理する水路の流量に不足が生じ、田畑の収量に影響があった時は、甲と対応を協議する。

## （情報）

第5条 乙は年1回、鹿児島県に提出する取水量、放流量の情報を甲に提供する。

## （連絡）

第6条 乙は発電所の取水施設、放流施設、及び放流施設付近の川岸の異常を認識したときは甲に連絡をする。

## （事故防止）

第7条 乙は、当該発電所の事故の未然防止に努める。万一、当該発電所が原因となる事故が発生した場合は、甲への連絡及び措置については、乙が全ての責任を負う。

(環境保全)

第8条 乙は、公害関係法令の規定を遵守し、公害の防止及び環境保全等について必要な措置を講ずる。

(権利義務の承継)

第9条 乙において、合併・譲渡その他の理由により、この権利義務を承継する必要が生じたときは、この協定書に定めた権利義務は、その承継を必要とする者に承継する。

(協議)

第10条 乙は、この協定に定める発電所が経済情勢や不測の事態により譲渡、閉鎖等に至る恐れのある場合は、あらかじめ甲と協議する。

(連絡先)

第11条 甲、乙は互いの連絡先を取り交わし、変動があった場合速やかに伝達することを確約する。

上記の協定の締結を証するため、本協定書3通を作成し、甲、乙、及び立会人は、押印のうえ各自1通を保有する。

平成26年11月17日

甲 重久上溝用水路土地改良組合  
代表

岩元 國雄



乙 鹿児島県鹿児島市鴨池新町6番6号  
九州発電株式会社代表取締役社長

古田 功



立会人 霧島市 市長

前田 終止

